

事 務 連 絡
令和4年11月22日

日本自動車車体整備協同組合連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

自動車整備業におけるマイナンバーカードの取得促進について

マイナンバーカードの普及については、政府全体で取り組んでいるところであるが、産業別の普及率において、自動車整備業は最下位となるなど、国土交通省に対して、より一層の取り組みが強く求められているところです。

このため、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、ご了知いただくとともに、マイナンバーカードの取得促進についてご協力いただきますようお願いいたします。

別添

事務連絡
令和4年11月22日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

自動車整備業におけるマイナンバーカードの取得促進について

マイナンバーカードの普及については、政府全体で取り組んでいるところであるが、産業別の普及率において、自動車整備業は最下位となるなど、国土交通省に対して、より一層の取り組みが強く求められているところである。

貴局においては、これまでも、窓口でのCMの放映やチラシの配布など協力頂いているところではあるが、年度内での即効性のある取り組みが求められている状況であることから、関係団体等とも連携の上、可能な範囲で、下記の対応を講じられたい。

なお、関係団体あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

- 自動車技術安全部長（運輸部長）や支局長自ら自動車整備振興会や関係業界に対し、マイナンバーカードの取得促進に向けた協力を依頼すること。
- 整備事業者と接するあらゆる機会を活用して、マイナンバーカードの取得を勧めること。具体的には、各種研修時や監査時において、単に取得を呼びかけるのみならず、チラシを配布するなど積極的に対応すること。
- 近隣の自治体と連携して、支局等や研修会場において、出張申請窓口を設置すること。
- 記録事務代行手続きにおいて、個人認証にマイナンバーカード等が必要となるので、指定整備事業者に早期取得を呼びかけること。

以上

【添付資料】

- ・業種別マイナンバーカード取得状況等調査（ネット調査）の結果
- ・チラシ